

## 経営事項審査を受審される建設業者の皆様へ

# 「経営事項審査の再審査について」

令和8年7月1日より、経営事項審査(以下「経審」という。)の審査項目の一部改正が行われます。

これに伴い、現行の基準(以下「旧基準」という。)で経審を受審し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「結果通知」という。)を受けた方のうち、条件を満たす場合、今回改正される新基準での再審査の申し立てが可能です。

再審査の申し立ては義務ではありませんので、再審査の申し立てを行わない場合は、旧基準による結果通知がそのまま有効なものとして扱われます。

また、再審査は改正項目に関する部分のみ行いますので、結果通知の内容に変動が無い場合や、受審済みの経審結果を修正しようとする目的(誤り部分の修正や技術職員等の追加等)での再審査は受け付けません。

### 【根拠:建設業法施行規則第20条第2項】

法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、審査(当該改正に係る事項についての再審査に限る。)を申し立てることができる。

なお、再審査等の取り扱いについては、下記のとおりですので再審査を受けられる方は十分ご確認の上申請してください。

### 記

- 1 再審査の申し立てが可能な者(※以下のいずれにも該当する者)
  - (1) 旧基準の経審を受審し結果通知を受けている者で、再審査申請時点で、その結果通知の有効期間が残っていること。
  - (2) 今回の改正により、経営規模等評価の結果(W点)が変動すること。  
※今回の改正内容については、別紙のとおり。
- 2 再審査の申し立て方法等
  - (1) 申し立て方法  
郵送(書留郵便に限る)  
※ 申請書類が折り曲がらないよう、封筒は角2版以上のものをご利用ください。  
※ 宛先((4)に記載)のほか封筒の余白に朱書きで「経審再審査」と記入してください
  - (2) 受付期間  
令和8年7月1日から令和8年10月28日(※)まで  
※令和8年10月28日までに監理課建設業担当に到着した申請まで

(3) 手数料

無料

※ ただし、申請書類の郵送料については申請者負担となります

(4) 提出先

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番6 茨城県庁 土木部監理課 建設業担当

3 再審査に必要な書類

(1) 必須書類

ア 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(20001 帳票)・・・1部

イ 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002 帳票)・・・1部

ウ その他の審査項目(社会性等)(20004 帳票)・・・1部

エ 技術職員名簿(20005 帳票)・・・1部

オ 経営状況分析結果通知書の写し・・・1部

カ 前回申請に係る「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

※ イ、エ及びオについては、再審査に伴い変更がないため、前回申請の写しで可

※ アの表題の「経営規模等評価申請書」部分は、二重線で消し、項番 05「申請等の区分」欄は「4」としてください。

(2) 該当する場合に必要な書類

ア 様式第7号「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度に関する誓約書」及び宣言していることを証する書面の写し・・・1部

※ 審査基準日時点で宣言を行っていること。

イ 建設機械の保有状況一覧表(建設機械様式)及び追加する建設機械について所有又は審査基準日から1年7か月以上のリース期間があることを確認できる書類・・・1部(保有状況一覧表については2部)

※ 売買契約書又はリース契約書、カタログ等、自動車車検証、自動車検査証記録事項の写し又は特定自主検査記録表の写し。

※ 既存の機種(ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル等)の追加はできません。

エ 返信用封筒・・・1部

※ 建設機械の保有状況一覧表(建設機械様式)の控えの返信用。

※ 送付物の重さやサイズ等に応じた切手を不足のないように貼り付けし、必ず宛先を明記したものをご用意ください。

オ 委任状・・・1部

※ 代理申請の場合は必ず委任状を添付してください。ただし、結果通知書の送付先は通常の経審同様、許可業者本人宛となりますのでご注意ください。

4 その他の注意事項

茨城県が行う再審査については、茨城県知事許可業者を対象としております。県内に本店を置く大臣許可業者の方については、別途、関東地方整備局に確認してください。

また、申請書の作成におかれましては、別添の記入例をご参照ください。

茨城県土木部監理課建設業担当

令和8年7月1日からの改正の主な内容

(1) その他(社会性)の項目【改正】

【改正前】

項目
W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 <b>①雇用保険の加入状況</b> <b>②健康保険の加入状況</b> <b>③厚生年金保険の加入状況</b> ④建退共の加入状況 ⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入 ⑥法定外労災制度の加入状況 ⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況 ⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 ⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 ⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
W2 建設業の営業年数
W3 防災活動への貢献の状況
W4 法令順守の状況
W5 建設業の経理の状況
W6 研究開発の状況
W7 建設機械の保有状況
W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況 ①品質管理に関する取組 (ISO9001) ②環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21)

【改正後】

項目
W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ①建退共の加入状況 ②退職一時金もしくは企業年金制度の導入 ③法定外労災制度の加入状況 ④若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況 ⑤知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 ⑥ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 ⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 <b>配点見直し</b> <b>⑧「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」の宣言の有無 新設</b>
W2 建設業の営業年数
W3 防災活動への貢献の状況
W4 法令順守の状況
W5 建設業の経理の状況
W6 研究開発の状況
<b>W7 建設機械の保有状況 拡大</b>
W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況 ①品質管理に関する取組 (ISO9001) ②環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21)

削除

(2) その他(社会性)の項目(W)及び総合評定値(P)の最低点の変更【改正】

その他(社会性)の項目(W)の最低点		
	改正前	改正後
最低点	▲1,837	▲788

総合評定値(P)の最低点		
	改正前	改正後
最低点	6	163

(3) 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無に関わる審査項目の新設及び「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し (W-1)

審査項目		改正前	改正後
「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む 全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点

(4) 建設機械の保有状況 (W7) 【拡大】

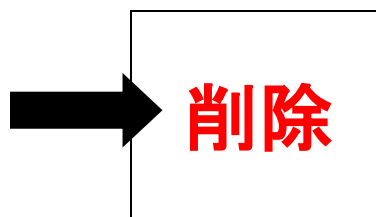
- ・新たに「不整地運搬車」と「アスファルト・フィニッシャ」を加点対象に追加。

※不整地運搬車とは、労働安全衛生法施行令第13条第3項第33号に掲げるもの。

※アスファルト・フィニッシャとは、自動車検査証（道路運送車両法第60条第1項）の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車のこと。

(5) 「社会保険加入に関する評価項目」の削除 (改正前：W1-1～W1-3)

項目	評点
雇用保険の未加入 (W1-1)	-40
健康保険の未加入 (W1-2)	-40
厚生年金保険の未加入 (W1-3)	-40



**削除**